

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	音更町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/life/mainichi-seikatu/mynumber.html">http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/life/mainichi-seikatu/mynumber.html</a>

執行機関名 音更町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年音更町条例第30号)による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年音更町条例第30号)による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の助成(以下「医療費助成」という。)をすることによつて、 <u>保健の向上</u> に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号) 音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する規則(平成13年5月1日規則第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条第1項の受給資格の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請又は届出を行う重度心身障がい者等、当該重度心身障がい者等と同一世帯に属する者又は当該重度心身障がい者等の扶養義務者若しくは養育者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	音更町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請又は届出を行う重度心身障がい者等、当該重度心身障がい者等と同一世帯に属する者又は当該重度心身障がい者等の扶養義務者若しくは養育者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--